大阪府駐車場の管理運営業務協定書

|  |  |
| --- | --- |
| １．業務名称 | 大阪府駐車場管理運営業務 |
| ２．履行場所 | 吹田市豊津町　　　　　　大阪府江坂立体駐車場茨木市春日二丁目　　　　大阪府茨木地下駐車場 |
| ３．指定期間 | 令和４年４月１日から令和５年３月31日まで |
| ４．納付金 | 金29,636,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。） |

大阪府（以下「甲」という。）は、タイムズ２４株式会社（以下「乙」という。）と、地方自治法（以下「法」という。）第244条の２第３項及び大阪府駐車場条例（以下「条例」という。）第２条に規定する指定管理者として、大阪府江坂立体駐車場及び大阪府茨木地下駐車場の施設（以下「駐車施設」という。）の管理運営に関する協定を締結する。

　両者は、本協定とともに、「大阪府駐車場指定管理者指定要件書」に定める事項が適用されること並びに指定管理者申請に際して提案した内容（以下「申請内容」という。）について誠実に履行することをここに確認する。

（総則）

第１条　甲は、駐車施設の管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。

２　乙は、法その他の関係法令及び条例その他の関係規程並びに本協定に基づき、当該業務を実施しなければならない。

３　前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

（使用目的）

第２条　乙は、駐車施設を「公の施設」として、関係条例の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。但し、申請時に直接使用しないことを予め提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（指定期間）

第３条　乙は、本協定が終了したとき（指定期間が満了したとき又は第25条に規定する指定の取消しがあったときを言う。以下同じ。）に管理運営業務を終了し、再び指定管理者として業務を行わない場合は、駐車施設を明け渡さなければならない。

２　管理運営業務に係る事業年度は、４月１日から翌年３月31日までとする。

（基本的な業務の範囲）

第４条　駐車施設の管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。

　（１）駐車施設の利用に関する業務

　（２）駐車施設の維持及び補修に関する業務

　（３）前２号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

　（４）その他駐車施設の管理運営に係る業務

２　前項各号に掲げる業務の細目は、別記１「管理運営業務の仕様書（以下「仕様書」という。」に定めるとおりとする。

（指定管理者の責務）

第５条　乙は、駐車施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、駐車施設又は駐車施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害状況等を速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

２　乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（利用料金の収受）

第６条　条例第９条第１項に規定する駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、乙の収入として収受することとする。

２　前項に掲げる利用料金の設定の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（事業計画の内容）

第７条　乙は、申請内容を踏まえ、次に掲げる内容を記載した施設ごとの事業計画書を甲に提出しなければならない。

（１）管理運営の体制

（２）管理運営業務の実施計画書（駐車場利用計画台数、施設利用計画、保守点検及び維持修繕実施計画等）

（３）管理運営に要する経費の総額及び内訳

（４）その他甲が必要と認める事項

２　甲は、前項の計画書が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

（事業報告書等の提出書類の内容）

第８条　乙は、令和４年度終了後30日以内に次に掲げる内容を記載した駐車施設ごとの事業報告書を甲に提出しなければならない。

（１）指定管理者の名称

（２）主たる事業所の所在地

（３）代表者氏名並びに担当者の氏名及び連絡先

（４）管理運営業務の実施状況（利用者数等）

（５）駐車場利用台数（月別）

（６）利用料金収入の実績

（７）保守点検、修繕その他管理に要した経費等の収支状況

（８）自主事業に要した経費等の収支状況

（９）個人情報の保護及び情報公開体制

（10）その他甲が必要と認める事項

２　乙は、前項の事業報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類又はこれらに相当する書類を添付しなければならない。

（１）財産目録

（２）貸借対照表

（３）損益計算書

（４）株主資本等変動計算書

３　甲は、前２項の報告書等を受理したときは、速やかに確認を行わなければならない。

（月報及び日報等の提出書類の内容）

第９条　乙は、施設ごとに利用状況（駐車場利用台数、収入等）に関する月報及び日報を翌月15日までに甲に提出しなければならない。なお、３月分については、同月31日午後12時までの利用状況を取りまとめた上で、速やかに甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項の提出のほか、駐車施設における事故の発生又は利用者からの重大な苦情への対応など、緊急を要する事項については、速やかに甲に報告し、必要に応じて甲の指示を受けなければならない。

（会計の管理）

第10条　乙は、管理運営業務にかかる会計は、他の業務から独立させて施設ごとに管理しなければならない。また利用料金を収入する口座は、駐車施設ごとに専用口座を設け、管理しなければならない。

（府への納付金及び収益等に対する還元の支払方法と時期）

第11条　乙は、金29,636,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を納付金として甲に支払うものとする。また、年度の収入額が金98,602,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上回った場合は、乙はその上回った額の二分の一の額に消費税額及び地方消費税額を加算した額（加算後の合計額は千円未満端数切り上げ）を収入額に対する還元額として納付金と合わせ、甲に支払うものとする。

２　乙は、前項に定める納付金を次に掲げる期間ごとに甲の請求に基づき、甲に支払うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 期　間 | 納付金 |
| 上半期（４月から９月分） | 金 14,818,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。） |
| 下半期（１０月から３月分） | 金 14,818,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。） |

３　収入額に対する還元額は、各年度中に甲乙協議の上、決定するものとし、乙は、甲の請求に基づき、甲に支払うものとする。

４　乙は、前二項の請求があったときは、その日から30日以内に甲に支払わなければならない。

（監査の実施）

第12条　乙は、甲が実施する、監査を受けなければならない。

２　乙は、前項の監査を受けたときは、報告書等の根拠となる伝票その他関係資料及び第10条の口座通帳を保管し、必要に応じて提出しなければならない。

（乙による備品等の購入等）

第13条　管理運営業務に必要な備品等の購入費用は、乙が負担する。

２　前項に基づき乙が購入した備品等は、本協定が終了した後、すべて甲が所有するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が所有するものとすることもできる。

３　乙は、第１項の規定により購入した備品等は大阪府財務規則第６章に準じ管理するものとする。

４　乙は、第１項の規定により購入した備品について、次条の規定により甲から無償貸与された備品及び乙所有の備品と区別して管理しなければならない。

（甲による備品等の貸与）

第13条の２　甲は、管理運営業務を遂行するために甲が指定する備品等を乙に無償貸与するものとする。

２　乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、９月末日及び３月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。なお、乙は、甲所有の備品と乙所有の備品を区別して管理するものとする。

３　乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。

４　乙は、乙の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

５　乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲は自己の判断により当該貸与物品を補充することができる。なお、乙は、貸与物品を廃棄しようとするときは、文書により事前に甲の承諾を得なければならない。

６　甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。

７　本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

（リスク負担）

第14条　指定期間中に発生するリスク負担については、別表１のとおりとする。ただし、別表１に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。

２　乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、あらかじめ甲の文書による承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合の必要最低限度の維持補修については、事後速やかに甲に文書により報告するものとする。

３　甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、承認しない。

４　乙は、甲の承認による造作その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買取や返還などの請求権を行使することはできない。

（個人情報の保護）

第15条　乙は、当該管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号。以下「個人保護条例」という。）第53条の３の規定及び別記２「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。

２　乙が第４条に規定する業務に伴い取得した個人情報保護条例第２条第１号に規定する個人情報に関して、当該個人情報が本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第16条　乙は、当該管理運営業務の処理上知りえた秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。

２　乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。

３　乙は、第１項の秘密に属する管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複写させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

（文書管理）

第17条　乙は、当該管理運営業務に関し作成する文書について、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。

２　前項の文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則（平成14年規則第122号）の規定に準じるものとする。

３　乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、必要な文書を引き継がなければならない。

（個人情報、データ等の管理）

第18条　乙は、当該管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

（情報公開）

第19条　乙は、当該管理運営業務に関し甲が指定する書類を大阪府茨木地下駐車場分は当該駐車場に備えておき、また、大阪府江坂立体駐車場分は、乙の営業本部に備えておき、一般の閲覧に供するものとする。

２　甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

（人権研修の実施）

第20条　乙は、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

（モニタリング（点検）の実施）

第21条　甲は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた評価表を作成する。

２　乙は、甲から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を甲に報告するものとする。

３　甲は、乙から提出された評価表をもとに、各項目ごとの評価及び年度評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告する。

４　甲は、年度評価、改善指導・是正指示の状況等を踏まえた最終評価を実施する。

（利用者満足度調査の実施）

第22条　甲と乙は、施設満足度を高めるため協力して、「公の施設等における利用者満足度調査」を実施するものとする。

（審査請求の取り扱い）

第23条　乙がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の４の規定により取り扱うものとする。

（原状回復）

第24条　乙は、本協定が終了したときは、破損又は汚損した部分を現状に回復するものとする。但し、駐車施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

（甲の指定取消し）

第25条　次の各号のいずれかに該当するときは、甲は指定を取り消すことができる。

（１）正当な理由なく、乙が管理運営業務に着手しないとき。

（２）正当な理由なく、乙が管理運営業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（３）前各号のほか、乙がこの協定書に違反し、その違反により管理運営業務を達することができないと認められるとき。

（４）乙の役員等（乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう）、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

（５）乙の役員等、経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（６）乙の役員等、経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

（７）乙の役員等、経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

２　前項の規定により指定を取り消したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

３　乙は、第１項の規定により指定を取消した場合において、乙が業務を実施した相当分に当たる納付金を甲に支払っていない場合は、日割り計算した当該業務実施日数分の納付金を甲に支払うものとする。

（損害の賠償）

第26条　乙は、管理運営業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

２　乙は、必要な保険に加入し、当該保険の契約内容を証する書面を甲に提出しなければならない。

３　第１項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

（自主事業）

第27条　乙は、甲の承諾を得て本施設の設置目的等を損なわない範囲において、乙の責任と費用により、本業務の実施効果を高める付帯的サービスを実施することができる。

（第三者への委託の禁止等）

第28条　乙は、管理運営業務の全部または主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、管理運営業務の一部（主要な部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

３　乙は、前項の承諾を得ようとするときは、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

４　第２項の場合において、乙は、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。

（１）入札参加停止措置を受けている者（ただし、民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14 年法律第154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く）

（２）入札参加除外の措置を受けている者

（３）役員等、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められる者

（４）役員等、経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

（５）役員等、経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者

（６）乙の役員等、経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

５　乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例58号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない

６　甲は、乙が第４項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

（指定の辞退等）

第29条　乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、あらかじめ理由を明示した書面により、甲に申し出なければならない。

２　前項の場合において、甲は、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。

（施設等の利用）

第30条　甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

第31条　乙は、定款、事務所の所在地又は代表者に変更等があったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

第32条　乙は、管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備しなければならない。また、諸規則、体制票等を甲に届け出なければならない。

（業務の引継ぎ方法）

第33条　乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

２　前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定するものが駐車施設の管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。

３　管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。

４　その他の管理運営業務の承継に当たって必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（ネーミングライツ導入に対する協力）

第34条　甲が駐車施設においてネーミングライツを導入する場合、乙は、施設管理者として導入に支障のないよう、協力しなければならない。

（協議）

第35条　この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

　本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を所持する。

　令和４年３月31日

甲　　大阪府

代表者　大阪府知事　　　　吉　村　　洋　文

　　　　乙　　東京都品川区西五反田二丁目20番４号

　　　　　　　タイムズ２４株式会社

　　　　　　　代表者　代表取締役　　　　西　川　　光　一

別記１

管理運営業務の仕様書

本仕様書は、大阪府駐車場の管理運営業務協定書（以下「協定書」という。）第４条第２項に基づく管理運営業務の細目及び協定書第６条第２項に基づく利用料金の設定の細目について定める。

本仕様書に定めのない事項があるときは、甲乙協議して定める。

１．管理運営方針

（１）公の施設として、府民が公平・平等に駐車施設を利用できるよう十分に配慮するとともに、その管理運営について創意工夫をもって行うこと。

（２）法令に基づき、適切に管理運営するとともに、多様なニーズに応えるため、常に利用者の要望を聴取し、管理運営に反映させること。

（３）時間貸し利用を基本とすること。

（４）駐車施設の出入り口周辺や場内における交通の安全を確保すること。

（５）駐車施設の防犯対策（センサー等による機械警備など）に十分留意すること。

（６）収益を確保すること。

（７）駐車施設を清潔かつその機能を正常に確保し、利用者の快適かつ安全な利用を図るよう適切な維持修繕を行うこと。

２．管理運営業務の内容

（１）駐車施設の管理運営業務並びに清掃業務※

・利用受付

・利用料金の徴収

・車両の誘導及び案内

・利用者の案内

・事故、不正使用及び苦情等対応（アフターケア、情報伝達体制を含む）

・業務報告

・光熱水費等支払い

・場内巡回

・設備機械の操作及び運転

・施設の清掃（トイレ清掃、場内清掃など週３回以上）

・電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車(PHV)又は燃料電池車への対応

・緊急時及び災害時の初期対応（場内事故対応及び施設の応急修繕対応を含む）

（２）駐車施設の保全及び維持修繕業務

・設備機器等保守点検

・一般廃棄物及び産業廃棄物処理

・施設、設備、外構の維持・修繕

　（３）駐車施設の利用状況調査及び利用促進業務

・各種統計資料作成

・ＰＲ活動（府の承認によるもの）

・利用者アンケートの実施

・利用促進策に関する企画提案

* 乙は、大阪府江坂立体駐車場の無人管理にあたり、監視、巡回、緊急時現場急行（申請内容に示す体制を確保）及び障がい者対応（カメラ等を設置した遠隔操作など）を適切に実施し、常に安全性及び利用者サービスの確保に努めなければならない。

　　　　　　なお、駐車施設で重大な事故が発生した場合又は発生の恐れがある場合並びに利用者からの苦情が多発する場合又は甲が安全性及び利用者のサービスが確保できていないと判断したときは、乙は、安全性及び利用者サービスが確保されるまでの間、職員等を当該駐車場に常駐させるなどの対応策を講じるものとする。

３．駐車台数

　　　乙は、現在の駐車台数（四輪、二輪）を原則確保するものとする。

４．開場時間

　　　開場時間は、下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 駐車場名 | 開場時間 |
| 大阪府江坂立体駐車場 | 午前０時から午後12時まで |
| 大阪府茨木地下駐車場 | 午前６時から午後12時まで |

５．利用料金の設定

　（１）一時駐車料金

１）指定期間開始時の一時駐車料金は、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 駐車場名 | 種別 | 利用時間帯 | 金額 |
| 大阪府江坂立体駐車場 | 四輪 | 午前７時から午後12時まで | 駐車30分につき200円 |
| 午前０時から午前７時まで | 駐車60分につき100円 |
| 24時間最大※ | 1,200円 |
| 二輪 | 午前０時から午後12時まで | 駐車120分につき100円 |
| 24時間最大※ | 300円 |
| 大阪府茨木地下駐車場 | 四輪 | 午前７時から午後10時まで | 駐車30分につき100円 |
| 午後10時から午前７時まで | 駐車60分につき100円 |
| 24時間最大※ | 900円 |

* 駐車後24時間以内であれば、最大料金が適用されるものとする。駐車後24時間を超えると通常の利用料金が加算されるが、加算された利用料金が最大料金に達した場合は、再度、最大料金が適用されるものとする。

２）乙は自らの指定期間中、下記の基準（以下「大阪府駐車場利用料金変更基準」という。）を満たす場合において、審査に必要な資料を作成し、甲と事前協議の上、甲の承認を経た後、利用料金の額を変更することができるものとする。

ただし、駐車施設利用者の混乱を防ぐため、同一料金を３か月間継続するとともに駐車施設利用者等に対する十分な周知を行うことを条件とする。

1. 変更後の利用料金の額が、条例第９条第３項に規定する限度額を越えないこと。
2. 変更後の利用料金の額が、周辺駐車場の時間料金、日最大料金及び月極料金の最低額以上かつ最高額以下であること。なお、比較する周辺駐車場の時間料金、日最大料金及び月極料金の最低額又は最高額が、周辺駐車場の平均に比して著しい隔たりがある場合は、当該最低額又は最高額を除外するものとする。周辺駐車場において比較する料金がない場合は、近隣駅の周辺駐車場の料金を比較する対象額とすることができる。

（２）定期券

１）乙は自らの指定期間中、必要があると認めるときは、下記の条件を満たす場合に、予め甲の承認を得て、1カ月を限度とする定期券を発行することができるものとし、定期券料金の変更については、大阪府駐車場利用料金変更基準に準ずるものとする。

なお、乙は定期券の発行状況について月報等で甲に報告するほか、甲の求めに応じ報告するものとし、パークアンドライド定期券を発行する場合は、駐車施設それぞれの最寄り駅から鉄道を利用していることが確認できる駐車場利用者に限るものとする。

1. 定期券発行を予定する時間帯の最少空庫台数を調査・整理（１か月以上）すること。
2. 上記最少空庫台数に0.8を乗じた数（少数点以下切捨て）を当該時間帯の定期券発行枚数の上限とすること。
3. 継続的に空庫台数を追跡し、常に上記②に示す発行枚数の上限を守ること。

　　　　２）指定期間開始時の定期券は、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 駐車場名 | 種別 | 区分 | 単位 | 金額（月額） |
| 大阪府江坂立体駐車場 | 四輪 | 平日・土曜日定期券 | １枚 | 16,500円  |
| 平日通勤定期券 | １枚 | 10,000円  |
| パークアンドライド定期券 | １枚 | 8,400円  |
| 夜間定期券 | １枚 | 1,500円  |
| 大阪府茨木地下駐車場 | 平日・土曜日定期券 | １枚 | 18,000円  |
| パークアンドライド定期券 | １枚 | 10,000円  |

 （３）回数券等

１）乙は自らの指定期間中、必要があると認めるときは、予め甲の承認を得て、利用料金から割引し、有効期限を記した回数券及びプリペイドカードを発行することができるものとする。

　 　 ただし、回数券及びプリペイドカードは指定期間中に限っての使用を条件とする。

 ２）指定期間開始時の回数券・プリペイドカードは、下表のとおりとする。

　　　　　〔回数券〕

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 駐車場名 | 種別 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 大阪府江坂立体駐車場 | 四輪 | 100円券 | 150枚 | 12,000円 |
| 300円券 | 50枚 | 12,000円 |
| 大阪府茨木地下駐車場 | 100円券 | 11枚 | 1,000円 |
| 33枚 | 3,000円 |
| 69枚 | 6,000円 |
| 150枚 | 12,000円 |

〔プリペイドカード〕

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 駐車場名 | 種別 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 大阪府江坂立体駐車場 | 四輪 | 15,000円券 | １枚 | 12,000円 |
| 大阪府茨木地下駐車場 | 3,300円券 | １枚 | 3,000円 |
| 6,900円券 | １枚 | 6,000円 |
| 15,000円券 | １枚 | 12,000円 |

 （４）各種割引

１）乙は駐車施設において、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証及び被爆者健康手帳の交付を受けている方が運転若しくは同乗する場合、利用料金の減額を下記のとおり実施するとともに迅速に対応できる体制を確保するものとする。

　 　 《減額基準》『自動車（二輪車を除く）の駐車に係る一時駐車料金の額の５割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減額する。』

２）その他、指定期間開始時の割引は、下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 駐車場名 | 種別 | P＆R※1優待 | TCC※2優待 |
| 大阪府江坂立体駐車場 | 四輪 | 当日※3、北大阪急行江坂駅を利用したPiTaPa※4カードを利用料金精算時に提示した場合、利用料金を200円割引 | TCCを利用料金精算時に提示した場合、利用料金を100円割引 |
| 大阪府茨木地下駐車場 | 当日※3、JR茨木駅を利用したICOCA※5カードを利用料金精算時に提示した場合、利用料金を200円割引 |  |

　　※1　「P＆R」は、パークアンドライドの略称

　　※2　「TCC」は、タイムズ24株式会社の登録商標

　　※3　P＆R優待における「当日」とは午前２時から翌午前２時までを言う

　　※4　「PiTaPa」は、株式会社スルッとKANSAIの登録商標

　　※5　「ICOCA」は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標

６．維持・修繕

（１）甲が行う修繕

　　 　　１）甲は、別表２「駐車施設　修繕予定作業内容（令和４年度）」に示す修繕を甲乙協議の上、計画的に進めるものとし、乙は当該修繕に配慮した管理運営を行うものとする。

２）乙は、１）の修繕に伴って必要となる資料の作成・提示について協力するものとする。

（２）乙が行う維持・修繕

乙は、既存の設備も含め、駐車施設の運営に必要な施設、設備、外構の維持・修繕を自らの管理運営経費において計画的に実施することとし、維持・修繕にあたっては、文書による事前承認及び完了報告の手続きを行うものとする。なお、この維持・修繕により更新された施設、設備、外構は甲に帰属するものとする。

７．自主事業の実施に係る権限

（１）乙は、駐車施設を目的外に利用することはできない。ただし、利用促進等のための施設の改装（美装化）等について、甲の承認を受けた上で、実施することができるものとする。

（２）乙は、駐車施設の設置目的等を損なわない範囲で、原則、指定期間終了時に原状と同等の機能を確保することを条件に、本契約の締結後から指定期間終了までの間において、自らが自主的に施設・設備機器の一部を、甲の承認を受けた上で、変更、改修、整備することができるものとする。

８．各種保険の加入

乙は、下記保険に加入しなければならない。

《大阪府江坂立体駐車場》

・施設賠償責任保険

・火災保険

・動産総合保険

《大阪府茨木地下駐車場》

・自動車管理者賠償責任保険

・施設賠償責任保険

・火災保険

・動産総合保険

・昇降機賠償責任保険

９．その他

（１）乙は、駐車施設上部に位置する鉄道や道路など他施設に係る工事や緊急時対応等に協力しなければならない。

（２）乙は、指定期間中、大阪府江坂立体駐車場における精算機、事前精算機等の駐車場機器設備を設置するものとする。

別表１【リスク分担表】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○印がリスク負担者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 段階 | 種類 | 内容 | 負担者 |
| 甲 | 乙 |
| 共通 | 法律の変更 | 管理運営に影響のある法令の変更 |  | ○ |
| 金利 | 金利の変動 |  | ○ |
| 資金調達 | 必要な資金確保 |  | ○ |
| 周辺地域・住民・利用者への対応 | 駐車施設利用者及び地域住民などからの苦情等対応地域との協調 |  | ○ |
| 安全性の確保 | 維持管理･運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む） |  | ○ |
| 第三者賠償 | 維持修繕･運営において第三者に損害を与えた場合 |  | ○ |
| 事業の中止・延期 | 甲の責任による遅延・中止 | ○ |  |
| 法令その他制度の変更等のために甲による駐車施設所有が困難になったことによる中止 | ○ |  |
| 乙の責任による遅延・中止 |  | ○ |
| 乙の事業放棄・破綻 |  | ○ |
| 申請段階 | 申請コスト | 申請コストの負担 |  | ○ |
| 資金調達 | 必要な資金の確保 |  | ○ |
| 準備段階 | 引継コスト | 駐車施設の引継コストの負担 |  | ○ |
| 維持管理・運営段階 | 物価 | 物価変動 |  | ○ |
| 維持修繕 | 別表２に示す施設・設備・外構の | 維持 |  | ○ |
| 修繕※1 | ○ |  |
| 別表２に示す以外の施設・設備・外構の維持・修繕※2 |  | ○ |
| 乙の発意により行う維持・修繕 |  | ○ |
| 天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧 | 協議事項 |
| 法令改正により必要となった施設躯体の修繕（駐車施設利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合） | ○ |  |
| 天災他不可抗力による事業中止等 | 大規模な災害等による事業中止等 | 協議事項 |
| 市場環境の変化 | 駐車施設利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振 |  | ○ |
| 維持：駐車施設の機能及び構造の保持を目的とする日常的な行為　　　（点検、巡視、清掃、小修繕など）修繕：駐車施設の劣化や損傷等した構造を当初の状態に回復する行為　　　付加的に必要な機能及び構造の強化を目的とする行為（施設等の劣化・損傷部分の補修・補強・部分更新、構造補強など） |

※1　修繕期間における管理運営リスクは乙

※2　既存施設の根幹に係る修繕は協議事項

別表２【駐車施設　修繕予定作業内容（令和４年度）】

大阪府江坂立体駐車場　修繕予定作業内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 範囲 | 損傷項目 | 補修方法 |
| 損傷 | 細目 |
| １階 |
| 舗装 | 段差 |  |  |
| 階段・スロープ | 腐食 |  | 再塗装 |
| ガードレール | 変形 |  | レール撤去・設置 |
| 電気設備 | 腐食 |  | 再塗装 |
| R階 |
| 梁 | 剥離・鉄筋露出 | 耐火被覆損傷 | 耐火被覆 |
| 舗装 | 段差 |  |  |
| 舗装 | 劣化 |  |  |
| 階段 | 腐食 |  | 再塗装 |
| フェンスシャッター | 腐食 |  | 再塗装 |

大阪府茨木地下駐車場　修繕予定作業内容

|  |  |
| --- | --- |
|  | 作業内容 |
| 機械式駐車施設 | 制御コンピュータ交換 |
| 制御コンピュータ用HDD交換 |
| DBサーバコンピュータ交換 |
| 無停電電源装置交換 |
| 制御盤シーケンサユニット電源ユニット交換 |
| 制御盤冷却ファン交換 |
| 制御部品（電磁接触器）交換 |
| バース安全検出器(光電センサ関係)交換 |
| バース安全検出器(レーザセンサ)交換 |
| バース用パッシプセンサ交換 |
| バース用マットスイッチ交換 |
| パース用近接スイツチ交換 |
| バース駆動部部品交換 |
| パース関係インバータ交換 |
| リフトインバータ交換 |
| リフト昇降モータ用ブレーキ交換 |
| リフト安全センサ(光電スイッチ)交換 |
| 駐車室光電検出器交換 |
| 駐車室サイドガイドローラ交換 |
| 駐車室インバータ交換 |
| 駐車室走行モータ減速機交換 |
| 駐車室方向転換モータ減速機交換 |
| パレット部品交換 |
| 半ドア柵交換 |
| 逸走防止ストッパ交換(駆動装置を含む) |
| 台車関係インバータ交換 |
| 台車関係センサ交換（光電センサ、リミットスイッチ、テープスイッチ） |
| 台車用光空間転送装置交換 |
| 台車用無停電電源装置交換 |
| 台車内横送ローラ駆動装置交換 |
| 台車走行用電動機交換 |
| 台車走行用減速機交換 |
| 台車走行用車輪交換 |
| 出庫案内用ディスプイレ（液晶）交換 |
| 出庫案内用パソコン交換 |
| 車両誘導案内用LED表示器交換 |
| 駐車管理用パソコン交換 |
| 躯体関係 | 空調設備 | 引込気開閉器（PAS） |
| 真空開閉器（VCS） |
| 遮断機（DS） |
| 高圧交流負荷開閉器（LBS） |
| 計器用変圧器（VT） |
| 計器用変流器（CT） |
| コンデンサ（SC） |
| リアクトル（SC） |
| 地絡方向継電器 |
| 漏電流継電器 |
| 複合火災受信蓄電池 |
| 防災設備 | 不活性ガス消化設備用蓄電池 |
| 自家発電用蓄電池 |
| 衛生設備 | 汚水桝排水ポンプ交換 |
| 雨水桝排水ポンプ交換 |
| 湧水桝排水ポンプ交換 |
| 昇降施設 | 電動機、制動貴、減速機、制御盤電気部品ドアマシン関係部品交換 |
| 各種バッテリ交換 |

* 駐車施設の修繕予定作業内容は、追加又は削除等変更する場合がある。

別記２

**個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

３　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第４　乙は、この協定による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第５　乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第６　乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務の一部を第三者に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

２　甲は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７　乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第８　乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

（１）個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

（２）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

（３）個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

（４）定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

（５）個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

（６）個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

（７）個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検

（８）私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

（９）個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

（10）その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

（11）上記項目の従事者への周知

（収集の制限）

第９　乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10　乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11　乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12　乙は、この協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この協定終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13　乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14　甲は、乙が協定による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

２　乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15　乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定の取消し）

第16　甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、指定を取り消すことができるものとする。

（損害賠償）

第17　乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。